

# 保険設計書 (契約概要) 兼 商品パンフレット

生存給付金付終身保険

## 祝金付シニアプラン

50歳から70歳までの方の  
一生涯にわたる万一の保障に  
お祝金が付いた保険です。



# 一生涯にわたる万一の保障に お祝金が付いた保険です。

特徴

1

万一の場合の保障を  
一生涯ご準備いただけます。

保険料払込期間は15年間で、死亡、所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したときの保障を一生涯にわたりご準備いただけます。

特徴

2

お祝金をお受け取りいただけます。

ご契約から5年後、10年後に生存給付金(シニア祝金)をお受け取りいただけます。

特徴

3

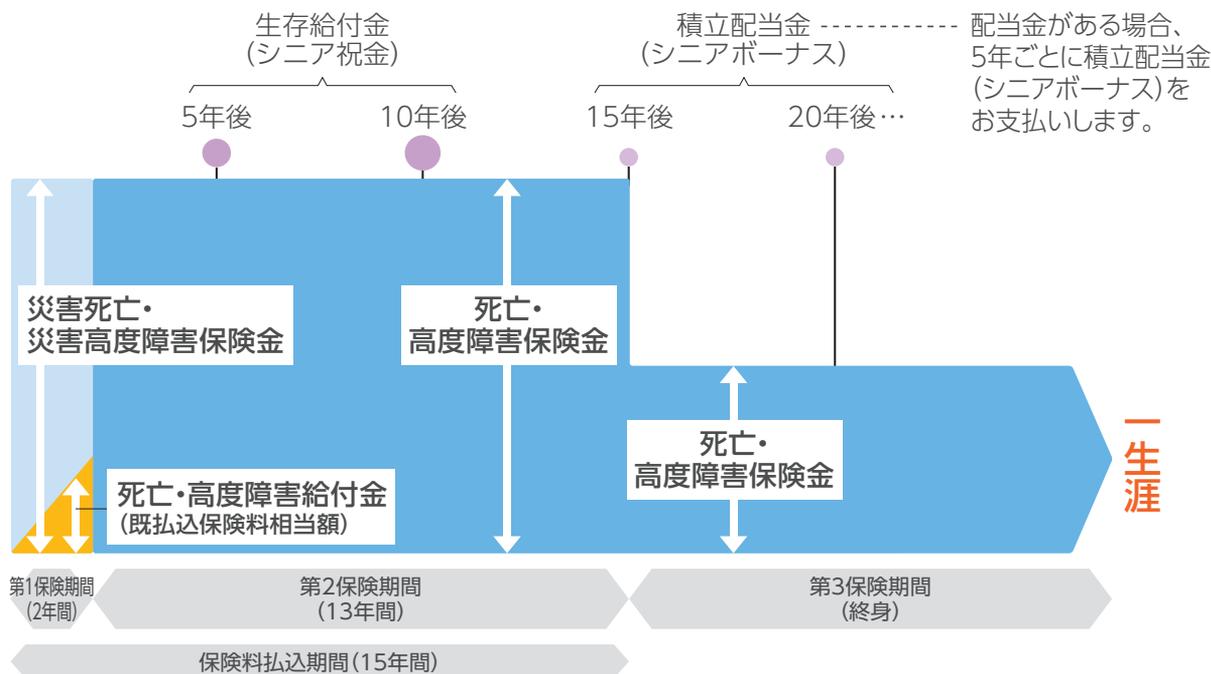
健康状態などについて告知していただくだけで、  
お申し込みいただけます。

医師による診査は必要ありません。

## この冊子をご覧になるにあたって

- この冊子は、「商品パンフレット」「ご契約時の留意事項」で構成されています。
- おすすめプランをあわせておわたしする場合、おすすめプランと「ご契約時の留意事項」をあわせたものが「保険設計書(契約概要)」となります。ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、この保険設計書(契約概要)は、ご契約後も大切に保管してください。
- この保険設計書(契約概要)に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。
- ご契約の際には、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。
- この保険設計書(契約概要)は、おすすめするプランをご説明するものであり、ご契約内容の写しではありませんので、ご契約後の保障内容については「保険証券」を必ずご確認ください。

# 「祝金付シニアプラン」のしくみ



- 第1保険期間の死亡・高度障害給付金のお支払いは、既払込保険料相当額となります。
- 死亡・高度障害給付金、(災害)死亡保険金・(災害)高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の生存給付金(シニア祝金)のお支払いはありません。
- 配当金は変動(増減)し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- 配当金がある場合、保険料払込期間満了時およびその後5年ごとに積立配当金(シニアボーナス)をお支払いします(積立配当金の途中引き出しはできません)。

## 特約について

保険契約者代理特約

代理請求特約

- 特約を付加する際には、付加できる年齢範囲など所定の条件があります。

詳しくは、「ご契約時の留意事項」の **②** 保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)について

**③** 代理請求特約(被保険者請求サポート制度)について をご覧ください。

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③の番号は、右の「留意・補足事項」の番号に対応しています。

1 主契約について

留意・補足事項

	お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
第1保険期間 (ご契約後2年間)	災害死亡保険金 ①	不慮の事故の日から180日以内に死亡したとき 所定の特定感染症により死亡したとき	第2保険期間の死亡保険金額と同額
	災害高度障害保険金 ①	不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき 所定の特定感染症により所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	
	死亡給付金 ②	第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	既払込保険料相当額
	高度障害給付金 ②	第1保険期間中に所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当した場合で、かつ、災害高度障害保険金が支払われないとき	
第2保険期間 (ご契約後3年目から保険料払込期間満了時まで)	死亡保険金 ①	死亡したとき	死亡保険金額
	高度障害保険金 ①	所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	第2保険期間の死亡保険金額と同額
	生存給付金 (シニア祝金) ③	ご契約日から5年後、10年後に生存しているとき	ご契約日から5年後: 月掛保険料の10倍相当額 ご契約日から10年後: 月掛保険料の20倍相当額
第3保険期間 (保険料払込期間満了後から終身)	死亡保険金 ①	死亡したとき	第2保険期間の死亡保険金額の <b>5割相当額</b>
	高度障害保険金 ①	所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	第3保険期間の死亡保険金額と同額

① (災害)死亡保険金・(災害)高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

② 死亡給付金・高度障害給付金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

③ 生存給付金(シニア祝金)は、特にお申し出のない場合、当社所定の利率で自動的に積み立てられます。この利率は金融情勢の変化およびその他相当の事由があるときに変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

## ② 保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)について

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人①が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。
- ご契約者が法人の場合は付加できません。

### 対象となるお手続きについて

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ・ 年金支払特約の付加手続き
- ・ ご契約者の変更手続き②
- ・ 保険契約者代理人の変更手続き
- ・ 保険金等の受取人の変更手続き
- ・ ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

### 留意・補足事項

- ① 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
- ② 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

## ③ 代理請求特約(被保険者請求サポート制度)について

- 被保険者がお受取りになる保険金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人①が被保険者に代わって保険金などをご請求いただくことができます。
- 死亡保険金受取人が法人の場合は付加できません。
- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、保険金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

### 留意・補足事項

- ① 代理請求人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

## ④ 保険料のお払込みが免除される場合について

- 被保険者が不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

## ⑤ 配当金について

**配当金は変動(増減)し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。**

- 毎年の決算により剰余金が生じた場合、ご契約後3年目から毎年お支払いします(自動積立)。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金を当社所定の利率①で積み立てたものが積立配当金です。
- 配当金がある場合、保険料払込期間満了時およびその後5年ごとに積立配当金(シニアボーナス)をお支払いします(積立配当金の途中引き出しはできません)。

### 留意・補足事項

- ① この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)をご確認ください。

## ⑥ ご契約者が法人(団体等)の場合について

### 保険金、給付金のお支払いについて

- ご契約者および死亡保険金受取人が法人である場合は、被保険者を受取人とする保険金および給付金を、死亡保険金受取人である法人にお支払いします。
- 従業員を被保険者とする保険契約の保険金および給付金をご請求の際は、ご家族(ご遺族)のご了解を要します。

### 経理処理について

- 経理処理について、詳しくは「法人契約の経理と税務」に記載しています。申告の際には、専門家または所轄の税務署に必ずご相談、ご確認ください。

## 7 その他留意事項

- 契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。例えば、満54歳7ヵ月の場合は55歳になります。
- この保険から他の保険商品への転換制度、復活、自動振替貸付などのお取扱いはしておりません。

### 保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込み免除についての留意事項

#### 免責事由

免責事由とは、支払事由に該当していても保険金などをお支払いしない事由のことで、主に以下の事由です

- 責任開始日から3年以内の自殺
- 被保険者などの故意または重大な過失 など

#### 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合

原則として高度障害保険金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません

#### 所定の障害状態

**約款に定める身体障害表に基づいており、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なります**

例) 所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)

約款に定める所定の障害状態で、両眼の視力を全く永久に失った状態(回復の見込みのない状態)など

#### 不慮の事故

約款に定める急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)です

(空ページ)

# 明治安田

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

## 生命保険契約のお手続きに関するご照会

コミュニケーションセンター「お電話によるご相談窓口」



**0120-662-332**

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

引受保険会社

**明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-3283-8111 (代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



担当者

募 I 2500053商品開発 91175

2503